

感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止に関する指針

あけぼの医療福祉センター成人寮
アドバンテージあさひ

1. 基本的な考え方

感染等防止に留意し、感染等発生の際にはその原因の速やかな特定、制圧、終息を図ることは、施設にとって安全対策上及び利用者へのサービスの質を保つ上で重要である。感染等防止対策を全職員が把握し、安心、適切な医療が提供できるよう本指針を遵守して、障害者福祉の増進に努める。

2. 組織に関する事項

感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止の対策を推進するため、安全衛生管理委員会において、施設内の課題を把握し、改善策を講じる。

委員会の構成員は、施設管理者（所長）、次長、サービス管理責任者、課長、看護職員（感染対策担当）、栄養士、安全衛生担当職員とする。なお、必要に応じて職員、医師及び知見を有する第三者の助言を得る。

委員会は、概ね3月に1回以上開催し、次のことを検討・協議する。但し、緊急的な事案が発生した場合は、その都度開催する。

- ・感染症マニュアルの作成・見直し
- ・感染防止対策に関する資料の収集と職員への周知
- ・職員研修及び訓練の企画・開催
- ・利用者及び職員の健康状態の把握
- ・感染発生時の対応と報告
- ・予防対策及び感染症拡大防止に必要な物品の確保と補充
- ・その他必要な事項

3. 各職種の役割に関する事項

施設内において、感染症・食中毒の予防・まん延防止のためにチームケアを行う上で、各職種がその専門性に基づいて適切な役割を果たす。

<施設管理者（所長）>

- | | |
|--------|-----------|
| ・総括責任者 | ・報道機関への対応 |
|--------|-----------|

<次長・管理課長>

- | | |
|-------------------|---------------|
| ・施設管理者の補佐 | ・発生時の状況把握及び指示 |
| ・職員の安全確保 | ・地域の発生状況の把握 |
| ・緊急連絡体制の整備（行政機関等） | ・備品の整備 |

<サービス管理責任者（課長）>

- | | |
|------------------------|-------------|
| ・利用者の安全確保 | ・業務の優先順位の整理 |
| ・発生時の施設内の予防、まん延防止対策の強化 | |
| ・緊急連絡体制の整備（家族等） | ・経過記録の整備 |
| ・家族への対応 | ・職員への教育 |

<看護職員>

- | | |
|-----------------|-----------------|
| ・医師、協力医療機関等との連携 | ・ケアの基本手順の指導 |
| ・衛生管理、安全管理の指導 | ・外来者への指導 |
| ・予防対策、への啓発 | ・早期発見、早期予防の取り組み |
| ・経過記録の整備 | |

<栄養士>

- ・食品管理、衛生管理の指導
- ・看護職員の指示による利用者の状態に応じた食事の提供
- ・経過記録の整備
- ・食中毒予防の教育、指導

<支援員>

- ・各職種との連携を図り、予防及びまん延防止対策の強化とケアの確立
- ・利用者の状態把握
- ・経過記録の整備
- ・家族への連絡

4. 感染等防止対策に関する事項

利用者、職員を感染から守る基本的予防法である「標準予防策」を徹底する。標準予防策は、汗を除く全ての血液・体液、分泌物、排泄物、創傷のある皮膚・粘膜は伝播しうる感染性微生物を含んでいる可能性があるという原則に基づいて行われる標準的な予防策である。

【標準予防策の主な内容】

- ・手指衛生（手洗い、手指消毒）
- ・個人防護具（手袋、マスク、ガウン、ゴーグル、フェイスシールド等）の使用
- ・呼吸器衛生（咳エチケット、うがい）
- ・環境整備（衛生保持、整理整頓、清掃、換気、消毒、感染性廃棄物の処理）

5. 感染症及び食中毒発生時の対応に関する事項

- (1) 利用者の健康管理上、感染症や食中毒を疑う時は、施設管理者に報告すること。施設管理者は必要な指示を行うこと。
- (2) 職員は、感染症や食中毒の発生又はそれが疑われる施設内において速やかな対応を行うこと。また、利用者の状態に応じ、協力病院を始めとする地域の医療機関等との連携を図るなど適切な措置を講じること。
- (3) 感染症や食中毒の発生又はそれが疑われる状況が生じた時の利用者の状況やそれぞれに講じた措置等を記録すること。
- (4) 施設管理者は、次の①、②、③の場合、韮崎市に迅速に、感染症又は食中毒が疑われる人数、症状、対応状況を報告するとともに、併せて県・保健所に報告し、指示を求める等の措置を講じること。
 - ①同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤者が1週間に2名以上発生した場合
 - ②同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合
 - ③①及び②に該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設管理者が報告を認めた場合
- (5) (4) の報告を行った場合においては、その原因の究明に資するため、当該利用者の診察医と連携の上、血液、便、吐物等の検体を確保するよう努めること。
- (6) 日頃から、感染症及び食中毒の発生及びまん延を防止する観点から、職員の健康管理を徹底し、職員や来訪者の健康状態によっては、利用者との接触を制限する等の措置を講じること。
- (7) 医師が、感染症法、結核予防法、食品衛生法の届出基準に該当する利用者又はその疑いのある者を診断した場合には、これらの法律に基づき保健所等への届出を行うこと。

※「厚生労働大臣が定める感染症または食中毒が疑われる際の対処の手順（厚生労働省告示第268号）」に従い、万一、感染症及び食中毒が発生した場合は、感染拡大を防ぐため、下記の対応を図る。

- | | |
|-------------|----------------|
| ①「発生状況の把握」 | ②「まん延防止のための措置」 |
| ③「有症者への対応」 | ④「関係機関との連携」 |
| ⑤「行政機関への報告」 | |

6. 職員の健康管理に関する事項

職員は、年1回健康診断を実施する。(夜勤業務従事者は年2回)

インフルエンザの予防接種については、接種の意義、有効性、副作用の可能性等を職員へ十分説明した上、同意を得て予防接種を行う。

職員が感染症を罹患している場合は、感染症経路の遮断のため完治まで適切な処置を講じる。

7. 職員の研修及び訓練に関する事項

支援に関わる職員に対して、感染症対策の基礎知識の周知徹底を図るとともに、指針に基づいた衛生管理と衛生的なケアの励行に職員教育を行う。

- ・定期的な研修や訓練（年2回以上）の実施
- ・新任者に対する研修の実施
- ・その他必要な教育や研修の実施（事例検討、外部研修の受講等）

8. 指針の閲覧に関する事項

当事業所の感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止に関する指針は、求めに応じ利用者及び保護者が自由に閲覧できるように、当事業所のホームページに公表する。

附則

この指針は、令和4年4月1日より施行する。